

## 福生市認知症カフェ運営補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症の者及びその家族並びに地域住民（以下「認知症の者及びその家族等」という。）が集う場（以下「認知症カフェ」という。）を設置する事業を実施する者に対し、その運営費を補助することにより、認知症の者及びその家族等につなぐりの場を提供し、もって地域で支え合う意識の啓発に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在する介護事業所、医療機関等で、次条に規定する補助対象事業を行うものとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、認知症の者及びその家族等の相互交流、情報交換又は相談対応を行う認知症カフェを設置する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 年に2回以上実施し、1回当たりの実施時間が90分以上であること。
- (2) 医療若しくは介護に係る国家資格を有する者又は介護支援専門員を1人以上配置すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (2) 特定の事業所が実施する介護サービス等への勧誘を伴う事業
- (3) その他市長が不相当と認める事業

### (利用者負担)

第4条 認知症カフェの参加費は、原則無料とする。ただし、補助対象者は、食糧費その他の費用の実費相当額を利用者から徴収することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用品等の消耗品費、チラシ等の印刷製本費及び茶菓等（酒類を除く。）の食糧費
- (2) 郵送に要する通信費
- (3) 認知症カフェの場所に係る使用料又は賃借料
- (4) 講演会等を実施する場合における外部講師に対する謝礼金

(補助金額)

第6条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象事業の実施回数にそれぞれ3,000円を乗じて得た額と、補助対象経費に係る支出額から実費相当額として利用者から徴収した収入額を差し引いた額のいずれか低い額とし、年間72,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を開始する1か月前までに認知症カフェ運営補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 運営計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、認知症カフェ運営補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、補助対象事業について、その内容を変更し、又は中止しようとするときは、認知症カフェ運営変更等承認申請書（別記様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否について認知症カフェ運営変更等承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業完了後1か月以内に、認知症カフェ運営補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 運営報告書（別記様式第8号）
- （2） 収支決算書（別記様式第9号）
- （3） 補助対象事業に係るチラシ又は写真
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、認知症カフェ運営補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 交付決定者は、認知症カフェ運営補助金交付請求書（別記様式第11号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、当該補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の目的に使用したとき。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、福生市補助金等交付規則（平成10年規則第1号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。